

不倫の法律相談（不倫をされた人用）

テキスト

弁護士・弁理士 石川 正 樹

〒104-0061

東京都中央区銀座4丁目10番10号銀座山王ビル6階

ウイズダム法律事務所

TEL 03-6853-3660

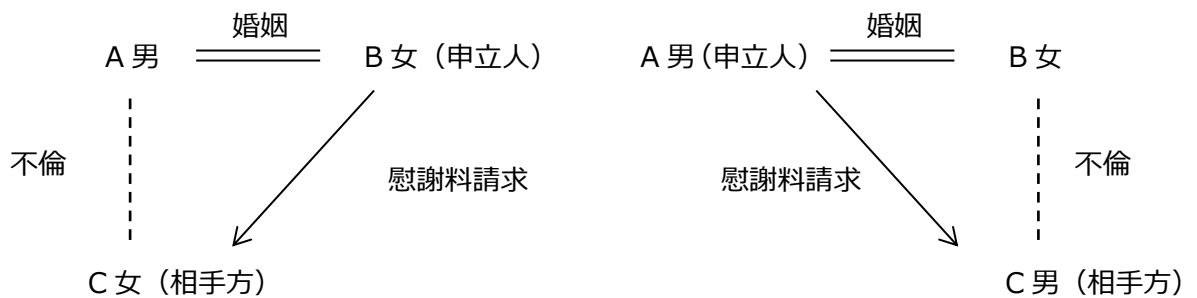
（不倫をされた人用【左図のB女さん、右図のA男さん】）

このテキストでは下の左図のB女さんがC女さんを相手方（＝請求する相手）として調停を申し立てて不倫問題を解決する解説をいたします。

右図のA男さんがC男さんを相手方として調停を申し立てる場合もA男さんは左図のB女さんと同様の立場になります。

右図のA男さんは、左図のB女さんの立場になってお読み下さい。

以下では左図のB女さんを「あなた」、左図のC女さんを「相手方」として解説を進めます。



〔 C女さんがA男さんと不倫をし、A男さんの妻であるB女さんがC女さんに慰謝料を請求するケース 〕

〔 C男さんがB女さんと不倫をし、B女さんの夫であるA男さんがC男さんに慰謝料を請求するケース 〕

目 次

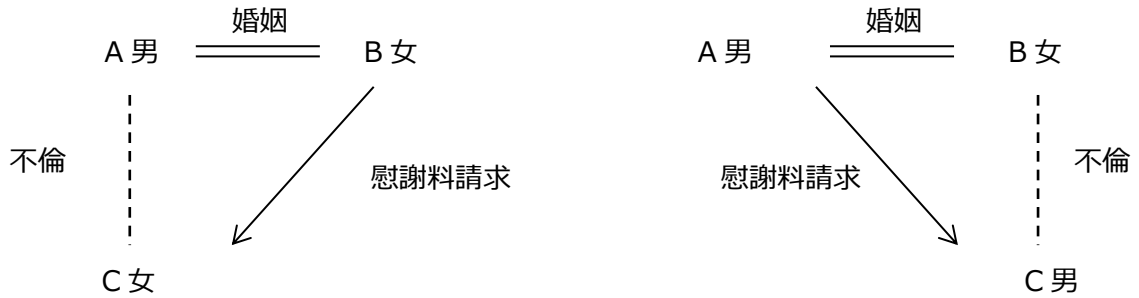
第1章 不倫のかたち（不倫の法的構造をザックリ理解しましょう）	1
第1節 不倫の定義（不倫とは何か、確認しておきましょう）	1
第2節 不倫の法的構造（不倫のかたち）	2
Q2 不倫は法律的にはどのような構造になっているのですか？	2
Q3 不倫に関して判例はどのように判断しているのですか？	3
第3節 不倫をされた人が慰謝料を請求するために主張し、証明すべきことは何か？	4
Q4 不倫をされた人は何を主張、証明すべきですか？	4
第4節 不倫に関する基本的な判例に触れておこう	6
Q5 不倫に関して慰謝料を否定した判例は？	6
Q6 不倫に関して慰謝料の額について参考になる判例は？	9
第2章 調停とは？（調停の基本をおさえましょう）	10
第1節 調停とは？	10
Q7 調停とはどのようなものですか？	10
Q8 調停のメリットは？	14
Q9 調停のデメリットは？	15
第3章 不倫をされた人が不倫調停を行うには？	16
第1節 調停を申し立てる前に準備することは？	16
Q10 調停を申し立てる前に準備することは何ですか？	16
第2節 調停申立書の作り方	24
Q11 調停申立書はどのように作成するのですか？	24
第3節 簡易裁判所に調停申立書等を提出する	26
Q12 簡易裁判所に対してどのように調停を申し立てるのですか？	26
第4節 申立人が第1回調停期日の前に準備しておくこと	27
Q13 申立人として第1回調停期日の前に準備しておくことは？	27
第5節 簡易裁判所から第1回調停期日の連絡が申立人に来る	40
Q14 第1回調停期日はどのように決まるのですか？	40
第6節 第1回調停期日の流れ	41
Q15 第1回調停期日はどのように進行するのですか？	41
第7節 第2回以降の調停期日	43
Q16 第2回以降の調停期日はどのように進行するのですか？	43
第8節 調停の終わり方	44

Q17 調停はどのようにして終るのですか?..... 44

第1章 不倫のかたち（不倫の法的構造をザックリ理解しましょう）
第1節 不倫の定義（不倫とは何か、確認しておきましょう）

Q1 不倫とはどういうことなのか？

A



ご主人が不倫をした。あるいは奥さんが不倫をした。

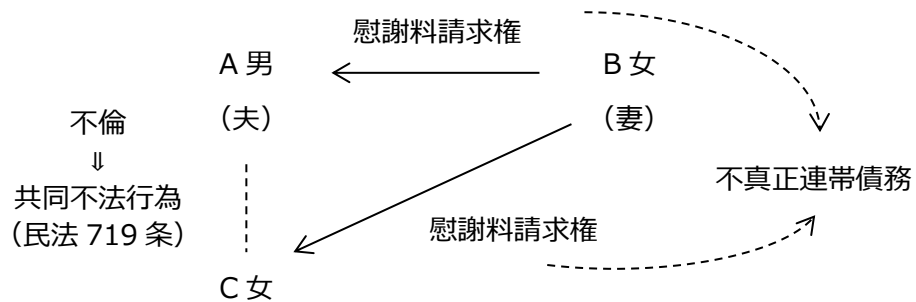
配偶者が不倫をしていたことがわかれば家庭には混乱が生じます。夫婦関係の信頼関係が揺らぎ、別居や離婚に発展することもあります。お子さんがいる家庭ではお子さんは両親の夫婦仲が悪くなったことを敏感に感じます。

このテキストでは「不倫」とは、配偶者の一方が他方の配偶者以外の女性あるいは男性と肉体関係をもつことと定義します。

第2節 不倫の法的構造（不倫のかたち）

Q2 不倫は法律적으로는どのような構造になっているのですか？

A



「不倫」とは、法律적으로는どのようなことなのでしょう。

それは、不倫をした配偶者とその不倫相手が他方の配偶者に対して共同不法行為責任（民法719条）を負うということです（札幌地方裁判所昭和45年12月16日判決・判例時報627号83頁）。

不倫をされた配偶者は、不倫相手と不倫をした配偶者に慰謝料を請求することができます。

不倫相手と不倫をした配偶者の慰謝料支払義務は、不真正連帯債務になります。

慰謝料とは、精神上的苦痛を慰謝するための損害賠償金です。

Q3 不倫に関して判例はどのように判断しているのですか？

A

一、判例は、戦前から現在まで不倫をした者の慰謝料の支払い義務を認めています。

最高裁判所昭和54年3月30日判決・民集33巻2号30頁は、「夫婦の一方の配偶者と肉体関係を持った第三者は、故意又は過失がある限り、右配偶者を誘惑するなどして肉体関係を持つに至らせたかどうか、両名の関係が自然の愛情によって生じたかどうかにかかわらず、他方の配偶者の夫または妻としての権利を侵害し、その行為は違法性を帯び、右他方の配偶者の被った精神上の苦痛を慰謝すべき義務があるというべきである。」と判示しています。

判例によれば、不倫をした者同士がたとえ愛情によって結ばれたとしても慰謝料の支払い義務があるとされているのです。

二、どのような権利や利益を侵害したのかに関しては、

- ・妻または夫としての権利
 - ・守操要求権
 - ・妻または夫としての人格的利益
 - ・家庭の平和
- などと判示されてきました。

現在では、判例は、不倫は「婚姻共同生活の平和の維持という権利又は法的保護に値する利益を侵害する」（最高裁判所平成8年3月26日判決・判例時報1563号72頁）ととらえています。

第3節 不倫をされた人が慰謝料を請求するために主張し、証明すべきことは何か？

Q4 不倫をされた人は何を主張、証明すべきですか？

A

一、不倫をされた人が慰謝料を請求する場合に、主張し、証明すべき事実は、次の事実です（民法709条）。

民法第709条（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- ① （A男さんとあなたの婚姻関係）
相手方がA男さんと不倫をした当時、A男さんとあなたは婚姻していたこと
- ② （相手方とA男さんの不倫）
相手方がA男さんと不倫をしたこと
- ③ （あなたの婚姻共同生活の平和の維持に対する侵害）
相手方がA男さんと不倫をしたことによって、あなたの婚姻共同生活の平和の維持が侵害されたこと
- ④ （相手方の故意または過失）
相手方がA男さんと不倫をすることによってあなたの婚姻共同生活の平和の維持が侵害されることを、相手方が知っていたこと、または、知らなかったとしても過失があったこと
- ⑤ （損害の発生）
相手方がA男さんと不倫をしたことによってあなたが精神的な苦痛を受けたこと
- ⑥ （損害額）
⑤のあなたの精神的な苦痛の被害額

二、上記の事実のうち中心は、②の相手方がA男さんと不倫をしたことです。

⑥ の被害額すなわち慰謝料の額というのは、あなたがどれほどの精神的な痛手を受けたかということであり、ある意味あなたしかわからない内面的なことでもあります。

そこで、慰謝料の額については様々な間接事実からあなたの精神的な痛手を推測し、慰謝料額を判断してゆくことになります

第4節 不倫に関する基本的な判例に触れておこう

Q5 不倫に関して慰謝料を否定した判例は？

A ここでは不倫があったにもかかわらず慰謝料請求が否定された判例を五つ検討しましょう。

① 不倫した当時既に婚姻関係が破綻していた場合には慰謝料は認められない。

最高裁判所平成8年3月26日判決・判例時報1563号72頁は、次のように判示しました。

「甲の配偶者乙と第三者丙が肉体関係を持った場合において、甲と乙との婚姻関係がその当時既に破綻していたときは、特段の事情のない限り、丙は、甲に対して不法行為責任を負わないものと解するのが相当である。

けだし、丙が乙と肉体関係を持つことが甲に対する不法行為となるのは、それが甲の婚姻共同生活の平和の維持という権利又は法的保護に値する利益を侵害する行為とすることができるからであって、甲と乙との婚姻関係が既に破綻していた場合には、原則として、甲にこのような権利又は法的保護に値する利益があるとはいえないからである。」

つまり、この最高裁判決がいうのは不倫は婚姻共同生活の平和の維持を侵害するから不倫をした者は慰謝料を支払う義務があるが、婚姻関係が既に破綻していた場合には婚姻共同生活の平和がすでになくなっているから慰謝料を支払う義務はないということであり、この判決は不倫に関する非常に重要な判決です。

② 慰謝料の請求が権利の濫用にあたる場合には、慰謝料の請求は認められない。

これは最高裁判所平成8年6月18日判決・判例タイムズ945号14頁の事案について最高裁判所が判示したものです。

権利の濫用というのは、権利の行使が社会的に見て妥当でない場合には権利の行使が認められないというものです（民法1条3項）。不倫に基づいて慰謝料を請求する場合にもそれが権利の濫用にあたる場合には慰謝料は認められないということを知っておいてください。

民法第1条（基本原則）

- 1 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。
- 2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。
- 3 権利の濫用は、これを許さない。

③ 慰謝料請求権の消滅時効が完成している場合には慰謝料は認められない。

これは最高裁判所平成6年1月20日判決・判例時報1503号75頁や東京高等裁判所平成10年12月21日判決・判例タイムズ123号242頁で問題になりました。

不倫による慰謝料請求権は、民法724条により損害及び加害者を知った時から3年で消滅時効が完成するということを知っておきましょう。

民法第724条（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。

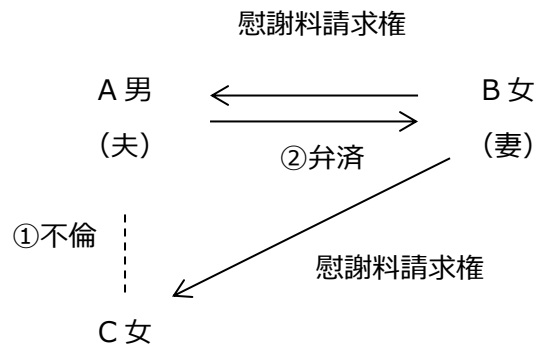
④ 配偶者が全面的に責任を負うべきであり、不倫をした者の行為に違法性がない場合には慰謝料は認められない。

横浜地方裁判所平成元年8月30日判決・判例時報1347号78頁はこのような判断を示しました。

配偶者が不倫を主導したなどケースによっては不倫をした配偶者がすべての責任を負うべきであって、不倫の相手となった者は慰謝料を支払う義務がないケースもありうるということを知っておきましょう。

⑤ 不倫をした夫から奥さんに慰謝料が全額支払われている場合には慰謝料の請求は認められない。

共同不法行為者は不真正連帯債務を負い、一方の共同不法行為者が慰謝料を全額支払えば、他方の共同不法行為者はもはや賠償責任を負いません。



札幌地方裁判所昭和45年12月16日判決・判例時報627号83頁はこのような事案でした。

Q6

不倫に関して慰謝料の額について参考になる判例は？

A 次に、不倫に関する慰謝料の額について参考になる判例を四つご紹介します。

それぞれのネーミングは筆者が独自につけたものです。

① **副次的責任論**

これは東京地方裁判所平成4年12月10日判決・判例タイムズ870号232頁で示された考えで、不倫の責任は第1次的には不倫をした配偶者に責任があり、不倫の相手になった者の責任は副次的であって、慰謝料の額についても不倫した配偶者が多く負担すべきであり、不倫の相手になった者の慰謝料の負担額は少ないという見解です。不倫の相手が支払う慰謝料の額を低くする結論になります。

② **主導的責任論**

これは千葉地方裁判所昭和49年12月25日判決・判例時報782号69頁や大阪地方裁判所昭和42年7月15日判決・判例時報503号56頁で示されたもので、不倫を主導した者が多くの慰謝料を負担すべきであるという考えです。不倫の相手が支払う慰謝料の額を低くする結論になります。

③ **地位利用型**

これは名古屋地方裁判所平成4年12月16日判決・判例タイムズ811号172頁の事案のように、不倫をした相手方が自分の地位（会社の経営者や上司、お金の貸主など）を利用して不倫を始めたか、不倫を継続した場合には、その者が多くの責任を負うべきであり、不倫の相手方の責任は大きいという考えです。不倫の相手方が支払う慰謝料の額を高くする結論になります。

④ **エスカレート型**

これは浦和地方裁判所昭和60年12月25日判決・判例タイムズ617号104頁や東京地方裁判所昭和58年10月3日判決・判例時報1118号188頁の事案のように、不倫をした者が被害をどんどん拡大させてしまった事案であり、当然慰謝料の額も多くなります。不倫の相手が支払う慰謝料の額を高くする結論になります。

第2章 調停とは？（調停の基本をおさえましょう）
第1節 調停とは？

Q7 調停とはどのようなものですか？

A

一、法廷で行われる訴訟はテレビドラマをご覧になったりしてご存知の方は多いのですが、残念ながら調停はほとんどの方がご存知ではありません。

調停は費用も安く、自分でできる便利な制度ですからもっともっと活用していただきたい制度です。

調停は、訴訟のように判決によって勝敗をつけるのではなく、簡易裁判所で申立人と相手方との問題を調停委員が間に入って話し合いで解決を図る制度です。

話し合いといっても申立人と相手方が直接話し合うのではなくて、調停委員が申立人と相手方から事情を聞いて両者の合意ができる点をさぐってゆきます。

申立人と相手方は控室も別々にありますから、直接顔を合わせることもありません。

そして、申立人と相手方の合意ができればその合意の内容を調停調書という文書にします。この合意内容を守ることによって申立人と相手方の間にある問題を解決するわけです。

二、調停を行う場所は？

不倫による慰謝料を請求する調停は簡易裁判所で行われます。

簡易裁判所は全国にたくさんあるのですが、原則として、相手方の住所を管轄する簡易裁判所で行われます（民事調停法3条1項）。



（東京簡易裁判所墨田庁舎）

三、調停に関与する人々

簡易裁判所の配置図（サンプル）

第一調停室	第二調停室	第三調停室	第四調停室	第五調停室
申立人控室	書記官室	書記官室	裁判官室	相手方控室

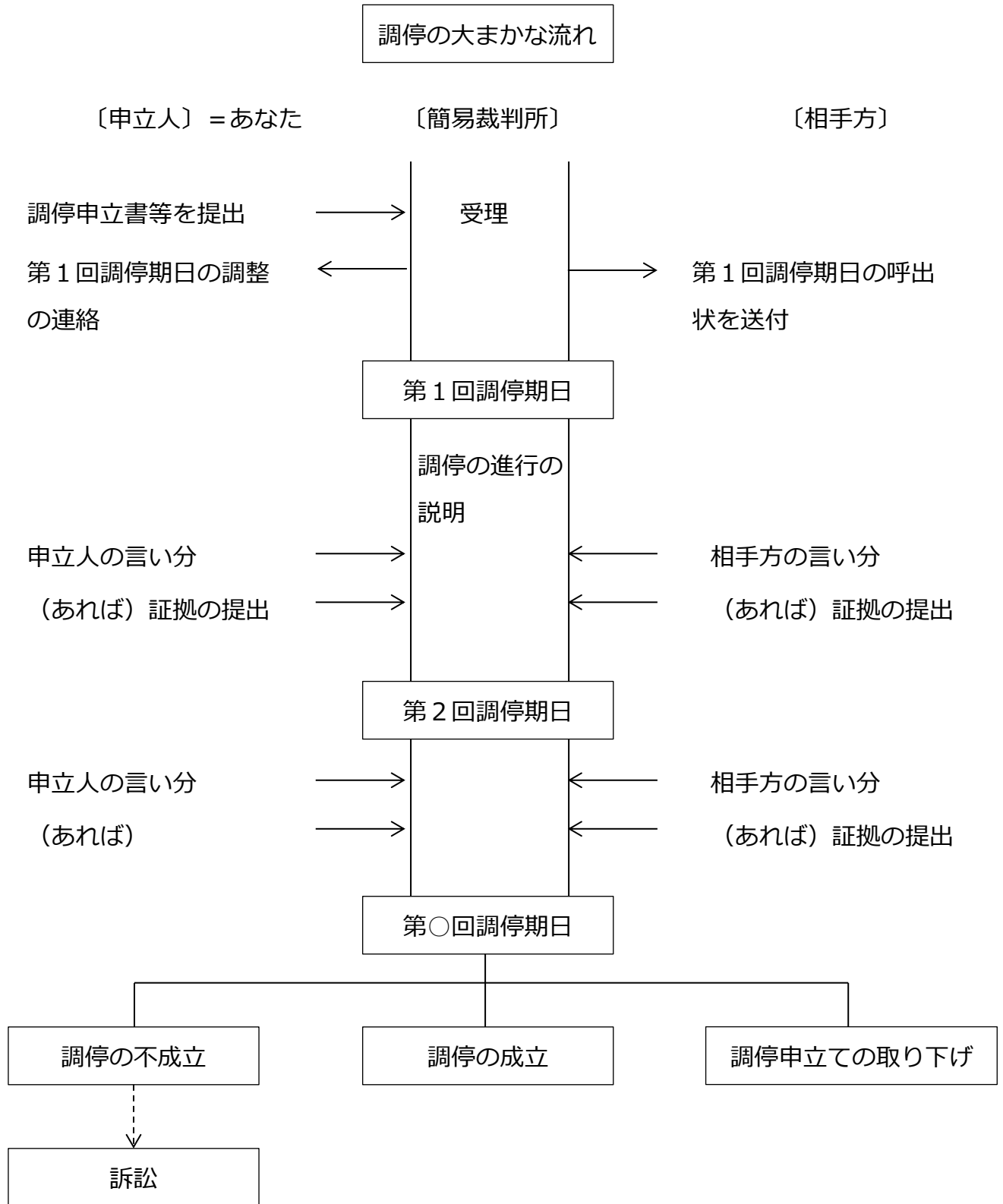
調停を申し立てる人を**申立人**といい、相手にされた人を**相手方**といいます。

簡易裁判所の体制としては、原則として、**裁判官** 1名と**民事調停委員** 2名で調停委員会を構成し、また、裁判所**書記官**がおかれています。

申立人や相手方の窓口になる人が書記官であり、調停をリードしてゆくのが調停委員です。民事調停官が調停を進めることもありますが（民事調停法23条の2以下）、通常は調停委員が調停を進めてゆきます。このテキストでも調停委員が進める調停を解説します。

裁判所の人と話す経験は一般の人は少ないと思いますが、皆さん丁寧で親切です。

四、調停の手続の流れ



調停は申立人が調停申立書等を作成して管轄する簡易裁判所に提出することによってスタートします。

調停申立書等を受け付けた簡易裁判所は、担当する裁判官、書記官、調停委員を決めて、申立人には第1回調停期日の連絡をし、相手方には呼出状を送ります。

簡易裁判所で調停が行われる日時のことを**期日**といいます。調停は1回で終了することもあります。通常は回を重ねてゆきます。最初の調停の日時を第1回調停期日といい、2回目の調停の日時を第2回調停期日といい、以下同様に進められてゆきます。

そして、申立人と相手方が合意できれば調停が成立することによって調停は終了します。調停を重ねていっても両者の間に合意ができる見込みがない場合には、調停は不成立で終了します。調停が不成立になったときになお解決を図るためには最後の手段である訴訟によって解決を図ることになります。

また、調停の期日ではない日に両者の間で和解ができて和解金が支払われたような場合には、調停を継続する必要がなくなったので、調停申立てが取り下げられて調停が終了することもあります。

Q8 調停のメリットは？

A

調停には以下のようなメリットがあります。

- 1 費用が安い。
調停を申し立てる場合には簡易裁判所に収入印紙と切手を納める必要があるのですが、いずれも低額です。不倫の調停は自分で行うことができますから、費用は安くおさえることができます。
- 2 手続が難しくなく、弁護士などの専門家に依頼しなくても自分で行うことができます。
- 3 相手と直接話す必要がありません。従って、感情的にならずに済みます。
- 4 相手と直接顔を合わせることはほとんどありません。
- 5 調停委員と裁判官という法律の専門家が自分の言い分を聞いてくれて、アドバイスももらうことができます。
- 6 声の大きさや感情ではなく法律に従った解決を図ることができます。
- 7 調停は非公開ですから秘密が守られます。

法律の専門家でない方は調停のことをご存知ない方がほとんどです。調停には以上のようなたくさんのメリットがあり、調停は費用が安く使いやすい便利な制度ですから是非活用してください。

Q9 **調停のデメリットは？**

A

調停はメリットばかりでなくデメリット（限界）もあることも知っておきましょう。

調停では簡易裁判所で申立人と相手方が議論することはなく、双方が調停委員に対して自分の言い分を主張するのですが、広い意味では調停委員を介した話し合いで解決を図るものです。

調停は判決のように白黒つける制度ではありません。

従って、調停を重ねても話がまとまらない場合には調停は不成立となって終了します。

また、相手方は調停に出頭する義務があり、正当な理由がなくて出頭しない場合には過料の制裁を受けることがあるのですが（民事調停法34条）、不誠実な相手方で欠席を繰り返す人がいます。そうなってしまうと、やはり調停は不成立として終了することになります。

調停が不成立となって終了した場合に解決を図るためには、最後の手段である訴訟を提起することになります。

第3章 不倫をされた人が不倫調停を行うには？
第1節 調停を申し立てる前に準備することは？

Q10 調停を申し立てる前に準備することは何ですか？

A

一、相手方に対して不倫による慰謝料の支払いを求める調停を申し立てるためには、以下のことを準備します。

1、**戸籍謄本を用意する**

A男さんとあなたが婚姻していることが記載されている戸籍謄本を取り寄せます。

また、相手方があなたに慰謝料の支払い義務を負うのは、相手方がA男さんと不倫をした当時A男さんとあなたが婚姻していることを知っていたか、知らなかったとしても過失によって知らなかったことが必要です。

そのため、まず不倫の当時A男さんとあなたが婚姻していることを証明する証拠として戸籍謄本が必要になります。

2、**相手方の住所と氏名をつかむ**

相手方の住所と氏名がわからないと調停の申立ができませんから、これらの情報をつかむことは必須です。

調停の相手方の住所と氏名、(もしわかれば) 電話番号を確認し、わからなければ調べます。

相手方の住所と氏名を調べる方法としては、例えば、

- ① A男さんから聞き出す、
- ② A男さんの電子メールその他の資料から調べる、
- ③ 興信所に依頼する、

などの方法がありますが、興信所に依頼する場合には費用がかかりますからご注意ください。

相手方の住所や氏名がわかったら、以下に書いておきましょう。

住所：

氏名：

電話番号：

3、**調停を管轄する簡易裁判所を調べる**

相手方の住所がわかったら、調停を管轄する簡易裁判所を調べます。

調停は簡易裁判所で行いますが、簡易裁判所は全国にたくさんありますのであなたの案件を扱う簡易裁判所(つまりあなたの案件を管轄する簡易裁判所)を調べます。

・**管轄**とは、全国にある簡易裁判所の中でその案件を扱うことになる簡易裁判所はどこかということです。

・調停の管轄はどのように決まっているのか？

不倫問題を調停で解決する場合にどこの簡易裁判所が管轄することになるのかに関しては民事調停法3条1項が規定しています。

それによると、通常は相手方の住所を管轄する簡易裁判所が管轄することになります。

・相手方の住所を管轄する簡易裁判所はどこか？

これは法律で決められているのですが、法律の素人の方がその法律を調べるのはかなり手間がかかりますから、以下のようにして調べるのが手っ取り早い方法です。

① グーグルマップなどの地図サイトで相手方の住所の近くにある簡易裁判所を2、3見つける。

② それらの簡易裁判所に次のように電話をして管轄があるかないかを教えてもらう。

「住所が〇〇〇〇である人を相手方として調停を申し立てる予定なのですが、そちらの簡易裁判所の管轄ですか？」

ちなみに、相手方の住所が東京都の場合には管轄する簡易裁判所は、以下のとおりとなっています。

[相手方の住所]	[管轄する簡易裁判所]
23区	東京簡易裁判所墨田庁舎
武蔵野市	武蔵野簡易裁判所
三鷹市	武蔵野簡易裁判所
小金井市	武蔵野簡易裁判所
小平市	武蔵野簡易裁判所
東村山市	武蔵野簡易裁判所
西東京市	武蔵野簡易裁判所
清瀬市	武蔵野簡易裁判所
東久留米市	武蔵野簡易裁判所
町田市	町田簡易裁判所
多摩市	町田簡易裁判所
稲城市	町田簡易裁判所
立川市	立川簡易裁判所
府中市	立川簡易裁判所
昭島市	立川簡易裁判所

調布市	立川簡易裁判所
国分寺市	立川簡易裁判所
狛江市	立川簡易裁判所
東大和市	立川簡易裁判所
武蔵村山市	立川簡易裁判所
八王子市	八王子簡易裁判所
日野市	八王子簡易裁判所
あきる野市	八王子簡易裁判所
日の出町	八王子簡易裁判所
檜原村	八王子簡易裁判所
青梅市	青梅簡易裁判所
福生市	青梅簡易裁判所
羽村市	青梅簡易裁判所
瑞穂町	青梅簡易裁判所
奥多摩町	青梅簡易裁判所
三宅村	東京簡易裁判所墨田庁舎
御蔵島村	東京簡易裁判所墨田庁舎
小笠原村	東京簡易裁判所墨田庁舎
八丈町	八丈島簡易裁判所
青ヶ島村	八丈島簡易裁判所
大島町	伊豆大島簡易裁判所
利島村	伊豆大島簡易裁判所
新島村	新島簡易裁判所
神津島村	新島簡易裁判所

4、**不倫をしたのはいつ頃、どこでか等を調べ、不倫一覧表を作る**

これは、あなたが調停を申立てるにあたって最も重要なことであり、また、作成するには一苦労すると思いますが、粘り強く作成しましょう。

不倫をしたのはいつころ、どこでか等を不倫一覧表に整理しましょう。

①整理のポイントは、A男さんと相手方が

- ・ いつ頃、
 - ・ どこで、不倫をしたか（=肉体関係をもったか）を、
 - ・ 証拠を添えて、
- 整理することです。

②整理の仕方には次のような方法があります。

- ・ A男さんから不倫の事情を聞き出して、不倫一覧表を埋めてゆく。
不倫一覧表のサンプルをご参照ください
- ・ A男さんの電子メールやその他の資料から不倫の状況を推

測して、不倫一覧表を埋めてゆく。

- ・ A男さんと相手方の不倫の状況について興信所に調査を依頼して、調査報告書を提出してもらう。

ただし、興信所に調査を依頼するには費用がかかりますから、依頼する場合には、興信所にどのような調査をしてくれるのか、調査報告書を提出してくれるのか、費用はいくらくらいかなどの点について、あらかじめ充分説明を受けておく必要があります。

- ③ A男さんと相手方の不倫の経緯については**証拠**を整えておく必要があります。

証拠作り（不倫に関する証拠の整理と証拠の作り方）をご説明します。

a 証拠を準備する

あなたが相手方に調停を申し立てて調停が始まり、実際にはA男さんと相手方が不倫をしていたにもかかわらず、調停の場で相手方は不倫をしていたことを否認するかもしれません。

その場合にあなたが反論することができるように、また、相手方がそもそも不倫を否認できないように、あなたは調停を申し立てる前に不倫に関する証拠を準備する必要があります。

A男さんと相手方の不倫の証拠については、2人がどんな場面で接触するのかというところからまず考えてみましょう。

b A男さんと相手方の接触場面を検討する

- ・ 二人が会って会話をする
- ・ 電子メールをする（携帯電話、Facebook、パソコンなど）
- ・ LINEをする
- ・ 手紙をやりとりする
- ・ 電話をする
- ・ 食事をする
- ・ お酒を飲む
- ・ ドライブをする
- ・ 旅行する
- ・ 旅館に泊まる
- ・ ホテルに泊まる
- ・ 相手方の自宅マンション（アパート）に泊まる
- ・ あなたが留守のときにA男さんの自宅に相手方が来る、泊まる

次に、これらの接触場面を証明する証拠を整理しましょう。

c 不倫に関する証拠を集める

i 電子メール（携帯電話、Facebook、パソコンなど）

A男さんと相手方のメールの内容を印刷する

→ その印刷物を証拠にする

メールの内容を写真に撮る

→ その写真を証拠にする

ii LINE

A男さんと相手方のLINEの内容を紙にする

LINEの内容を写真に撮る

→ その写真を証拠にする

LINEの内容を印刷する

→ その印刷物を証拠にする

iii 手紙

今の時代、男女が手紙のやりとりをすることは少ないかもしれませんが、もしA男さんと相手方の手紙があれば、その手紙を証拠にします。

iv 電話

もし可能であれば、A男さんと相手方の電話を録音してCDに記録し、そのCDを証拠にします。

v A男さんと相手方が一緒にいるところを写真に撮り、その写真を証拠にします。

vi A男さんと相手方が一緒にいるところを動画で撮影してDVDに記録し、そのDVDを証拠にします。

vii A男さんのクレジットカードの利用明細書を詳しく調べる。

クレジットカードの利用明細書に飲食店、宿泊施設（ホテル、旅館など）、高速道路のETCカードの利用などから不審なクレジットカードの利用がないか調べます。

→ そのクレジットカードの利用明細書を証拠にします。

viii A男さんが持っている領収証を調べる。

飲食店、宿泊施設（ホテル、旅館など）の領収証があればその内容を調べます。

→ その領収証を証拠にします。

証拠は集めるだけでなく、証拠を作ることも行いましょう。

d 証拠を作る

i A男さんや相手方を尾行する。

→ 尾行した結果写真撮影や録音ができるのであれば、
写真や録音を記録した媒体を証拠にし、また、A男さんと相手方の行動を記録して報告書などの文書にして、その文書を証拠にします。

ii A男さんに不倫を告白させる。

不倫をした人は罪悪感を持っていて、いつかは不倫がバレると考えています。不倫を白状することはよくあります。その際、①いつ、②どこで、③どのように不倫をしたのかについて不倫一覧表を作ります。

A男さんに不倫を告白させる一つの方法として、「不倫をしたら私はあなたとC女の両者に慰謝料を請求できるけど、あなたには慰謝料を請求しないから、不倫の経緯を正直に話してほしい。」と持ち掛けることがあるかもしれません。不倫の経緯を話してくれたらA男さんには慰謝料を請求しないと取引をするわけです。

この場合注意しなければならない点は、あなたはA男さんに慰謝料を請求しないことを約束したので、これはA男さんの慰謝料の支払いを免除する、あるいは、あなたのA男さんに対する慰謝料請求権を放棄することと考えられるということです。従って、あなたはA男さんから慰謝料の支払いを求めることはできなくなります。

しかし、このことはあなたの相手方に対する慰謝料請求権に影響しませんから、あなたは相手方に対して慰謝料の支払いを求めることができます。

そして、

→ A男さんに陳述書を書いてもらい、その陳述書を証拠にします。

陳述書を作成しやすくするために不倫一覧表を陳述書の別紙にして陳述書と一体化します。

→ A男さんが陳述書を作成してくれない場合には、あなたがA男さんの発言内容を聞いた旨の陳述録取書を作成し、その陳述録取書を証拠にします。陳述録取書を作成しやすくするために不倫一覧表を陳述録取書の別紙にして陳述録取書と一体化させます。

iii ウラをとる

例えば宿泊施設に電話して、A男さんや相手方が宿泊したことを聞き出し、電話の内容を電話聴取書にして、

その電話聴取書を証拠にします。

iv 興信所に調査を依頼し、報告書を作成してもらい、その報告書を証拠にするという方法もあります。

ただし、一般に興信所は高額のコストを取りますから、興信所を利用する前に以下のことを確認しておきましょう。

- ① 興信所の費用はいくらか。
- ② 興信所はどの程度の調査をしてくれるのか（例えばA男さんや相手方の行動を何日間くらい調べてくれるのか）
- ③ 興信所の報告書にはどのようなことが記載されるのか、写真や動画は添付されるのか。
- ④ 興信所の報告書を調停や訴訟で証拠にすることを興信所は認めてくれるのか。

5、 請求する慰謝料の金額を検討する 調停申立て段階では「相当な金額」とするのが無難

あなたが相手方に請求する金額がご自分でわかればその金額を請求することになりますが、妥当な金額がいくらなのかはなかなかわからないと思います。

調停を申し立てるにあたっては具体的な請求金額を調停申立書に明示しないで「相当な金額」とすることも認められていますから、調停の申立て段階では「相当な金額」の支払いを求めることにして、調停の中でその金額を決めてゆくことも可能です（「書式和解・民事調停の実務」全訂五版・民事法研究会280頁）。

6、 収入印紙を用意する

調停申立書に貼る収入印紙の額を確認し、収入印紙を用意します。

あなたが調停を申し立てるには調停申立書を作成して、その調停申立書の正本に収入印紙を貼る必要があります。

収入印紙の額は請求する慰謝料の額に応じて法律によって決まっていますが、このテキストの最終ページの調停申立書に貼る収入印紙額の早見表を参照していただいて貼るべき収入印紙の金額をご確認ください。

筆者の見解では調停申立ての段階で「相当な金額」の支払いを求める場合には、収入印紙の額は6500円になります。しかし、簡易裁判所によっては違う見解をとる可能性もありますから、申し立てる前に管轄する簡易裁判所にお問い合わせください。

7、 切手を用意する

調停を申し立てる段階で簡易裁判所に切手を納める必要があります

ます。

納める切手は、簡易裁判所が切手の種類と枚数を決めているので管轄する簡易裁判所に次のように電話をして確認しておきましょう。

「相手方は一人なのですが、慰謝料の支払いを求める調停を申し立てることを予定しています。そちらの簡易裁判所に納める切手の種類と枚数を教えてください。」

ちなみに、東京簡易裁判所に相手方を一人として調停を申し立てる場合に必要な切手は、次のとおりです。

500円切手	2枚
100円切手	10枚
82円切手	5枚
20円切手	3枚
10円切手	10枚
1円切手	10枚
以上2580円分	

第2節 調停申立書の作り方

Q11 **調停申立書はどのように作成するのですか？**

A

一、お手元に**調停申立書のサンプル（解説付き）**をご用意いただきまして、調停申立書の作り方をご説明します。

二、調停申立書を作るときにチェックすべき点は、以下のとおりです。

① 調停申立書の表紙に事件名、調停事項の価額、貼用印紙額、予納郵券額を記載し、収入印紙を貼ります。

郵券というのは、切手のことです。貼った収入印紙には消印をしない決まりになっていますのでご注意ください。

② 調停申立書の「当事者の表示」欄について

ア 申立人欄

申立人となるあなたの住所の郵便番号、住所、氏名、連絡先電話番号を記載し、裁判所から書類が送られてくる送達場所を表示します。

通常は送達場所は自宅の住所になるでしょうから住所の前に（送達場所）と記載しておきます。

イ 相手方欄

相手方の住所の郵便番号、住所、氏名、（もし知っていれば）電話番号を記載します。

③ 調停申立書の「申立の趣旨」について

「申立の趣旨」というのは、申立人が相手方に求める内容を簡潔に記載する部分です。

調停申立書のサンプル（解説付き）では、請求する慰謝料の金額を明示せずに、「相当な金額」を支払うように求めています。

④ 調停申立書の「紛争の要点」について

「紛争の要点」とは、申立人と相手方の間にある問題のポイントを記載する部分です。

ここは慰謝料を請求する申立人が主張すべきことを整理して記載することになります。

⑤ 「証拠方法」について

証拠方法というのは、証拠のことです。調停でも一般に申立人が提出する証拠は「甲」と表示し、相手方が提出する証拠は「乙」と表示して、それぞれ証拠の番号をつけて証拠を特定します。

⑥ 「付属書類」について

付属書類というのは、調停申立書といっしょに提出する書類のことです。

⑦ 「申立人の記名押印」について

申立人が押捺する印鑑は実印ではなく認め印で大丈夫です。ただし、シャチハタ印は時間がたつと消えてしまうようなので、避けてください。

第3節 簡易裁判所に調停申立書等を提出する

Q12 簡易裁判所に対してどのように調停を申し立てるのですか？

A

一、申立人は、調停申立書等を管轄する簡易裁判所に提出することによって調停を申し立てます。

提出すべきものは、以下のとおりです。

① 管轄する簡易裁判所に提出する書類

i 調停申立書

調停申立書は同じものを3通用意します。

そして、1通を正本、1通を副本、残りの1通を自分の控えとします。

調停申立書の正本の最初の頁に所定の収入印紙を貼ります(消印はしません)。

簡易裁判所には調停申立書の正本1通と副本1通を提出し、控えは自分で持っています。

ii (証拠があれば) 証拠

証拠は3通コピーし、その中の1通を正本、1通を副本、残りの1通を控えにします。

そして、簡易裁判所には正本と副本を提出します。

② 所定の切手

二、簡易裁判所への提出方法

簡易裁判所に提出する方法は、

①管轄する簡易裁判所に持参するか、

②郵送する方法です。

第4節 申立人が第1回調停期日の前に準備しておくこと

Q13 申立人として第1回調停期日の前に準備しておくことは？

A

一、申立人のあなたは、第1回調停期日の前に相手方のC女さんが調停期日でどんな言い分をしてくるか予想し、その対策をたてておきましょう。

二、予想される相手方の態度とそれに対する申立人であるあなたの対応まず、相手方の態度として、調停期日に欠席を繰り返す場合と調停期日に出席する場合があります。

そして、相手方が調停期日に出席してきた場合に予想される言い分は、不倫を否認することと不倫を認めることに分かれます。不倫を認めるときにも、不倫を認めるけれども自分は慰謝料を支払う義務がないと主張することもあるでしょうし、不倫は認めるけれども慰謝料の額について争うこともあるでしょう。

以下、順に検討してみましょう。

三、相手方が調停期日に欠席を繰り返す場合

相手方が正当な理由がなく簡易裁判所に出頭しない場合には、過料の制裁を受けることがあります（民事調停法34条）。

しかし、不誠実な相手方は調停期日に繰り返し欠席する場合があります。このような場合には、やむをえず調停は不成立となることが多いと思われます。

そうすると、申立人は調停で解決することができず、さらに解決を試みるためには訴訟を提起する必要があります。

四、相手方が調停期日に出頭した場合

相手方が調停期日に出頭した場合に相手方の態度として予想されるのは、相手方が不倫を否認する場合と不倫を認める場合です。

それぞれ分けて検討しましょう。

ア、相手方が不倫を否認するとき

相手方が不倫を否認するときには、申立人は、①相手方の否認の理由について反論し、②不倫の証拠を提出することになります。

イ、相手方が不倫を認めるとき

相手方が不倫を認めるときにも、相手方の態度は次の二つが考えられます。

一つ目は、相手方は不倫は認めるけれども慰謝料を支払う義務はないと争うときです。

二つ目は、相手方は不倫は認めるけれども慰謝料の額について

争うときです。それぞれについて申立人の対応を考えてみましょう。

- i) 相手方が不倫は認めるが、慰謝料を支払う義務はないと争うとき
相手方が不倫は認めるけれども慰謝料を支払う義務はないと争うには、相手方の言い分は以下のような何種類かのパターンがあると考えられます。

① **Aパターン（婚姻関係の破綻の主張）**

相手方がA男さんと不倫した当時、A男さんとあなたの婚姻関係はすでに破綻していたから、相手方はあなたに対して慰謝料を支払う義務はないと主張することが考えられます。

この相手方の主張は最高裁判所平成8年3月26日判決が判示していることを採用したものです。

この相手方の主張に対するあなたの対応としては、相手方がA男さんと不倫した当時、A男さんとあなたの婚姻関係はまだ破綻していなかったという主張が考えられます。

それは、例えば以下のような主張になります。

- ・「破綻」とは、戸籍上は夫婦であるけれども、実際には夫婦とはいえない関係になっていたということです。
- ・そこで、A男さんとあなたの婚姻関係がどのようなものであったかについて、以下の点をチェックしてみましょう。

i) A男さんとあなたは、別居していたか否か。

別居していたら破綻に傾き、別居していなかったら破綻に傾きません。

ii) 日常生活でA男さんとあなたに*あいさつ*（「おはよう」、「行ってらっしゃい」、「行ってきます」、「ただいま」、「お帰りなさい」、「おやすみ」など）があったか否か。

あいさつがなければ破綻に傾きます、あいさつがあれば破綻に傾きません。

iii) 日常生活でA男さんとあなたに会話があったか否か。

会話がなければ破綻に傾きます。会話があれば破綻に傾きません。

iv) 例えば週末に外食に出かけることが通常だったが、これがなくなったか否か。

外食に出かける習慣がなくなれば破綻に傾きます。外食に出かける習慣が続けば破綻に傾きません。

v) A男さんはあなたの誕生日や結婚記念日などの特別な日にプレゼントをしていたが、これがなくなったか否か。

プレゼントがなくなれば破綻に傾き、プレゼントが続けば破綻に傾きません。

- vi) A男さんはあなたと一緒に、あるいは子供を連れて旅行に行っていたが、これがなくなったか否か。
このような旅行がなくなれば破綻に傾き、このような旅行が続けば破綻に傾きません。
- vii) 日常生活でA男さんはあなたと一緒に食事をとっていたのに、これがなくなったか否か。
一緒に食事をとらなくなれば破綻に傾き、一緒に食事をとれば破綻に傾きません。
- viii) A男さんのあなたに対する口の利き方が乱暴になったか否か。
乱暴になれば破綻に傾き、乱暴にならなければ破綻に傾きません。
- ix) A男さんはあなたに暴力を振るうようになったか否か。
暴力を振るうようになれば破綻に傾き、そうならなければ破綻に傾きません。
- x) 日常生活において性交渉があったが、これがなくなったか否か。
なくなれば破綻に傾き、なくならなければ破綻に傾きません。

以上のような点を検討してみて、破綻していなかったと主張することになります。

あなたが調停委員にアピールする例とし、以下のような例が考えられます。

- 1) 相手方は不倫していた平成〇〇年〇〇月当時、私とA男さんの婚姻関係がすでに破綻していたと言っているようですが、そのようなことはありません。
- 2) その当時、私とA男さんはごく普通の夫婦でした。
 - ・別居していませんし、離婚の話が出たことなどありません。
 - ・私とA男さんは日常生活で普通に会話をしていましたし、A男さんは仕事で帰りが遅いとき以外は私たちと一緒に食事をしていました。
 - ・A男さんは私の誕生日や結婚記念日には毎年プレゼントをくれましたし、毎年家族旅行にも連れて行ってくれました。
 - ・A男さんは毎月きちんと生活費を入れてくれましたし、私たち二人の性生活も以前と同様でした。
 - ・A男さんは子供たちにも愛情を注いでくれて、子供の学校生活や成績もいつも気にかけてくれました。

② Bパターン (消滅時効の主張)

相手方は、あなたに対して、あなたの相手方に対する慰謝料請求は

消滅時効が完成しているから認められないと主張することがあります。
この主張は、最高裁判所平成6年1月20日判決、東京高等裁判所平成10年12月21日判決で問題になった論点です。

この相手方の主張に対して、あなたは、消滅時効はまだ完成していないと主張することが考えられます。

すなわち、あなたの相手方に対する慰謝料請求権は、民法724条によりあなたが「損害及び加害者を知った時から3年」で消滅時効が完成します。つまり、あなたがA男さんが不倫をしたこと、及び、その相手が相手方であることを知った時から3年です。

そこで、あなたは、A男さんが不倫をしたこと、及び、その相手が相手方であることを知ったのはいつであり、それからまだ3年たっていないとか、それから3年以内に請求などの消滅時効の中断（民法147条）の措置をとったから消滅時効は完成していないなどと主張することが考えられます。

民法第147条（時効の中断事由）

時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- 1 請求
- 2 差押え、仮差押え又は仮処分
- 3 承認

民法第724条（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。

③ Cパターン（婚姻していることを知らなかったし、知らないことに過失もなかったという主張）

あなたの相手方に対する慰謝料請求が認められるのは、相手方がA男さんと不倫したことによりあなたの家庭の平和が侵害されたからです。つまり、相手方がA男さんと不倫することによりあなたの家庭の平和が侵害されたという関係が必要です。

そこで、相手方がA男さんと不倫した当時、相手方はA男さんが婚

姻していたことを知っていてあなたの家庭の平和を侵害したことを知っていた（これを故意といいます）、または、知らなかったとしても過失があった（過失）ことが必要です。

相手方が、A男さんが婚姻していたことを知らなかったとか、知らなかったことに過失がなかったと主張した場合、あなたの反論は、例えば、以下のような事情があったから相手方はA男さんが婚姻していたことを知っていたと主張したり、相手方には過失があったと主張することになるでしょう。

- 1) A男さんはいつも結婚指輪をしている。
- 2) A男さんは子供がいることを相手方に話したことがある。
- 3) A男さんと相手方は同じ会社に勤めているが、A男さんは社内で妻帯者であると知れ渡っている。
- 4) A男さんは給料を全額自分のためにだけに使えないことを相手方は知っていた。

④ Dパターン（A男さんからあなたに慰謝料が全額支払われたから、C女さんはあなたに慰謝料を支払う義務はないという主張）

これは横浜地方裁判所平成元年8月30日判決で問題になった論点です。

例えば、A男さんが既にあなたに100万円を支払っていたとして、相手方があなたに対して不倫の慰謝料は100万円が妥当であり、それをA男さんが既にあなたに支払っているのだから、相手方はあなたに慰謝料を支払う必要はないと主張することが考えられます。

このような相手方の主張に対して、あなたは以下の点を検討して、主張すべきです。

- 1) A男さんからあなたに100万円の支払いがあったか否か。
- 2) A男さんからあなたに100万円の支払いがあったとして、それはA男さんと相手方が不倫したことによるあなたに対する慰謝料としての支払いであったか否か。
- 3) 2が肯定されるとして、慰謝料の額は100万円が相当であるか。

もし慰謝料の額として100万円が相当ではなく200万円が相当であるならば、A男さんは200万円のうちの100万円しか支払っていないわけですから相手方はあなたに対してあと100万円を支払う義務があることとなります（200万円－100万円＝100万円）。

⑤ Eパターン（権利の濫用の主張）

これは、相手方があなたに対して、あなたの相手方に対する慰謝料の請求は権利の濫用にあたるから許されないと主張するケースです。

最高裁判所平成8年6月18日判決で問題になりました。

これに対してあなたの主張としては、以下のような点が考えられます。

- 1) 権利の濫用とは、権利者が権利を行使することが社会的に見て妥当ではなく、権利の行使が許されないということです（民法1条3項）。
- 2) そこで、権利の濫用を主張する相手方があなたの慰謝料の請求が社会的に見て妥当ではなく許されないことを基礎づける具体的な事実を主張することになります。

たとえば、「あなたは相手方とA男さんが肉体関係を持つ前に自分はA男さんとうまくいってなくて近々離婚することを相手方に伝えていた」とか、「A男さんは相手方に暴力をふるって相手方にあなたに慰謝料を支払うように強要し、あなたはそのことを利用して相手方に慰謝料を支払わせようとした」とか、「あなたは相手方に嫌がらせをして慰謝料を支払わせようとした」などという事実です。

これらの事実が相手方から主張された場合、あなたとしてはそのような事実があったのか否か、あったとしたらそのような事実があったことに相当な理由があったことを主張し、権利の濫用には当たらないことを主張することになります。

民法第1条

- 1 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。
- 2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。
- 3 権利の濫用は、これを許さない。

⑥ Fパターン（A男さんが全面的に責任を負うべきであり、相手方はあなたに慰謝料を支払う義務はないと主張するケース）

これは、横浜地方裁判所平成元年8月30日判決で問題になりました。

この判例のケースでは、A男さんが相手方に暴行・脅迫を加えて肉体関係を強要し、継続したケースであり、A男さんが全面的に責任を負うべきであり、相手方の行為に違法性はなく、相手方はあなたに対して慰謝料を支払う義務はないと判示されました。

ある意味相手方も被害者のケースです。

このような主張が相手方からなされた場合、あなたとしては、A男さんと相手方の不倫の経緯について、A男さんから事情を聞けるのであればA男さんから事情を聞いて確認することになります。

A男さんから事情を聞けないのであれば、A男さんと相手方の細か

な関係にあなたはタッチしていないので、相手方の主張が具体的で信用できるものであるのか、相手方の主張に沿う証拠があるのか検討することになります。

- ii) 相手方が不倫を認めるが、慰謝料の額について争うとき
a) まず、判例で慰謝料として認められた金額を一覧して、慰謝料の額について大まかな相場観を持ちましょう。

ここでは、以下に妻から慰謝料を請求したケースと夫から慰謝料を請求したケースの判例について、請求した金額と裁判所が認めた金額を概観して、判決ではどれくらいの金額が認められているかということをおきまじょう。

妻から不倫した女性に慰謝料を請求するケースの判例

- ① 大阪地方裁判所昭和42年7月15日判決・判例時報503号56頁
妻の請求額：50万円
裁判所が認めた額：10万円
- ② 東京地方裁判所昭和44年2月3日判決・判例時報566号71頁
妻の請求額：300万円
子3名の請求額：各70万円
裁判所が妻に認めた額：200万円
裁判所が子3名に認めた額：各30万円
- ③ 大阪高等裁判所昭和44年6月24日判決・判例時報586号66頁
妻の請求額：100万円
裁判所が認めた額：20万円
- ④ 札幌地方裁判所昭和45年12月16日判決・判例時報627号83頁
妻の請求額：60万円
裁判所が認めた額：60万円（ただし、共同不法行為者である夫が妻に36万8000円をすでに支払っているため、残額23万2000円の支払いを命じた）
- ⑤ 東京高等裁判所昭和47年11月30日判決・判例時報688号60頁
妻の請求額：不明
裁判所が認めた額：60万円（ただし、裁判所は不貞の關係は認められないとした）
- ⑥ 東京高等裁判所昭和48年3月9日判決・判例時報70号37頁
妻の請求額：120万円
裁判所が認めた額：20万円

- ⑦ 東京地方裁判所昭和58年10月3日判決・判例時報118号
188頁
妻の請求額：1000万円
裁判所が認めた額：200万円
- ⑧ 横浜地方裁判所昭和61年12月25日判決・判例タイムズ6
37号159頁
妻の請求額：1000万円
裁判所が認めた額：150万円
- ⑨ 東京地方裁判所平成4年12月10日判決・判例タイムズ87
0号232頁
妻の請求額：500万円
裁判所が認めた額：50万円
- ⑩ 東京高等裁判所平成10年12月21日判決・判例タイムズ1
023号242頁
妻の請求額：1000万円
裁判所が認めた額：200万円
- ⑪ 大阪地方裁判所平成11年3月31日判決・判例タイムズ10
35号187頁
妻の請求額：1200万円
裁判所が認めた額：300万円

夫から不倫した男性に慰謝料を請求するケースの判例

- ① 大阪地方裁判所昭和43年2月22日判決・判例時報523号
59頁
夫の請求額：50万円
裁判所が認めた額：10万円
- ② 広島地方裁判所昭和48年9月21日判決・判例時報726号
80頁
夫の請求額：200万円
子4名の請求額：各30万円
裁判所が夫に認めた金額：70万円
裁判所が子4名に認めた金額：各10万円
- ③ 千葉地方裁判所昭和49年12月25日判決・判例時報782
号69頁
夫の請求額：500万円
裁判所が認めた金額：30万円
- ④ 仙台地方裁判所昭和50年2月26日判決・判例時報801号
82頁
夫の請求額：200万円
裁判所が認めた金額：100万円
- ⑤ 東京高等裁判所昭和51年10月19日判決・判例タイムズ3
50号308頁
夫の請求額：300万円

- 裁判所が認めた金額：200万円
- ⑥ 神戸地方裁判所昭和53年7月14日判決・判例時報936号
100頁
夫の請求額：1000万円
裁判所が認めた金額：300万円
- ⑦ 大阪地方裁判所昭和54年9月28日判決・判例時報955号
105頁
夫の請求額：325万円
裁判所が認めた金額：200万円
- ⑧ 福岡高等裁判所昭和55年4月16日判決・判例タイムズ42
3号103頁
夫の請求額：不明
裁判所が認めた金額：60万円
- ⑨ 東京高等裁判所昭和56年10月22日判決・判例時報102
6号91頁
夫の請求額：500万円
裁判所が認めた金額：100万円
- ⑩ 東京高等裁判所昭和56年12月9日判決・判例時報1031
号128頁
夫の請求額：300万円
裁判所が認めた金額：200万円
- ⑪ 浦和地方裁判所昭和60年1月30日判決・判例タイムズ55
6号170頁
夫の請求額：不明
裁判所が認めた金額：500万円
- ⑫ 東京高等裁判所昭和60年11月20日判決・判例時報117
4号73頁
夫の請求額：700万円
裁判所が認めた金額：200万円
- ⑬ 浦和地方裁判所昭和60年12月25日判決・判例タイムズ6
17号104頁
夫の請求額：不明
裁判所が認めた金額：500万円
- ⑭ 名古屋地方裁判所平成4年12月16日・判例タイムズ811
号172頁
夫の請求額：300万円
裁判所が認めた金額：100万円

もちろん判例はケースバイケースですから認められる金額は違ってきます。しかし、判例が認めた金額の上限は500万円くらいです。慰謝料をいくら請求するかは自由ですが、請求する額が常に認められるわけではないということを知っておきましょう。

- b) 次に、慰謝料の額はどのようにして決まるべきか考えてみましょう。
以下は判例を検討した筆者の見解です。

慰謝料を高める要素と低める要素を考えてみました。

慰謝料の額を決める法則のようなものはなくケースバイケースですが、慰謝料の額については、これらの慰謝料を高める要素と慰謝料を低める要素を総合的に勘案して決められるべきであると筆者は考えております。

ご参考にしていただければ幸いです。

慰謝料の額を高める要素

- 1) あなたの家庭の平和を侵害された度合いが大きい
 - ・不倫の期間が長い
 - ・不倫が原因で会話が少なくなり、家庭が暗くなった
 - ・不倫が原因であなたはA男さんと別居することになった
 - ・不倫が原因であなたはA男さんと離婚する手続に入った
 - ・不倫が原因であなたはA男さんと離婚した
- 2) あなたの被害が大きい
 - ・不倫が原因で子供たちも家庭で暗くなり、会話も少なくなり、学校の成績も落ちた
 - ・不倫が原因であなたは近所でも白い目で見られるようになった
 - ・不倫があなたの会社の人にも知れて、あなたは会社でも白い目で見られるようになった
- 3) 相手方の不倫の違法性の度合いが強い
 - ・不倫の期間が長い
 - ・相手方がリードする形で不倫が始まった
 - ・相手方がリードする形で不倫が続いた
 - ・相手方は不倫について反省していない

慰謝料の額を低める要素

- 1) あなたの家庭の平和を侵害された度合いが小さい
 - ・不倫の期間が短い
 - ・あなたに不倫が発覚しても、A男さんとあなたの婚姻関係に変化が少ない
 - ・不倫が原因で別居していない
 - ・不倫が原因で離婚の手続に入っていない
 - ・不倫が原因で離婚していない
- 2) あなたの被害は小さい
 - ・子供に変化はない
 - ・近所で白い目で見られたり、うわさになっていることはない
 - ・あなたの会社で白い目で見られたり、うわさになっていることはない
- 3) 相手方の不倫の違法性の度合いが弱い
 - ・不倫の期間が短い

- ・ A男さんと相手方の不倫の始まりはA男さんがリードしたからだった
- ・ A男さんと相手方の不倫が続いたのはA男さんがリードしたからだった
- ・ A男さんは相手方の会社の上司であって、相手方は不倫することを断り切れなかった
- ・ 相手方はA男さんからお金を借りていて、不倫することを断り切れなかった
- ・ 相手方の方から不倫をやめることにした

c) 慰謝料の額について参考になる判例を検討しておきましょう。

① Aパターン（副次的責任論）

これは、東京地方裁判所平成4年12月10日判決で判示されたものです。

東京地方裁判所平成4年12月10日判決は、次のように判示しました。

「婚姻関係の平穏は第一次的には配偶者相互間の守操協力義務によって維持されるべきものであり、不貞あるいは婚姻破綻についての主たる責任は不貞を働いた配偶者にあるというべきであって、不貞の相手方において自己の優越的地位や不貞配偶者の弱点を利用するなど悪質な手段を用いて不貞配偶者の意思決定を拘束したような特別の事情が存在する場合を除き、不貞の相手方の責任は副次的というべきである。」

この判決がいうところは、不倫については第一次的にはA男さんが責任を負うべきであり、相手方の責任は副次的なものであるということです。

このような主張を相手方がしてきて、あなたに支払う慰謝料の額はA男さんが多く支払うべきで相手方は少なくてよいはずだと言ってきたときのあなたの対応としては以下のことが考えられます。

- 1) 上記の判例は下級審の判決であって最高裁判所の判決ではなく、判例として確立しているものではない。
- 2) 前述したように、相手方があなたに支払うべき慰謝料の額は、慰謝料の額を高める要素と低める要素を総合的に考慮して決定されるべきであり、相手方には慰謝料の額を高める要素がたくさんある。

② Bパターン（主導的責任論）

これは千葉地方裁判所昭和49年12月25日判決や大阪地方裁判所昭和42年7月15日判決で指摘されたものであり、不倫についてはA男さんが主導的な立場にあったから相手方が支払うべき慰謝料の額は少なくともよいという考えです。

このような主張を相手方がしてきた場合には、あなたとしては次のような対応が考えられます。

- 1) 相手方がいうA男さんが主導的な立場にあったという点について、反論できる点があれば反論する。
- 2) その際にA男さんから不倫の事情を聞くことができるのであれば、A男さんから聞き出して確認し、反論できる点があれば反論する。

③ Cパターン（地位利用型）

これは名古屋地方裁判所平成4年12月16日判決の例のように、例えば相手方がその地位や立場を利用して不倫をリードしていったようなケースです。

そのようなケースでは相手方の方からの慰謝料の減額要素はあまり考えられないので、あなたの方から相手方が自分の地位（例えば経営者、会社の上司などの地位）を利用して不倫を始めたことや不倫を続けたことを積極的に主張すべきです。

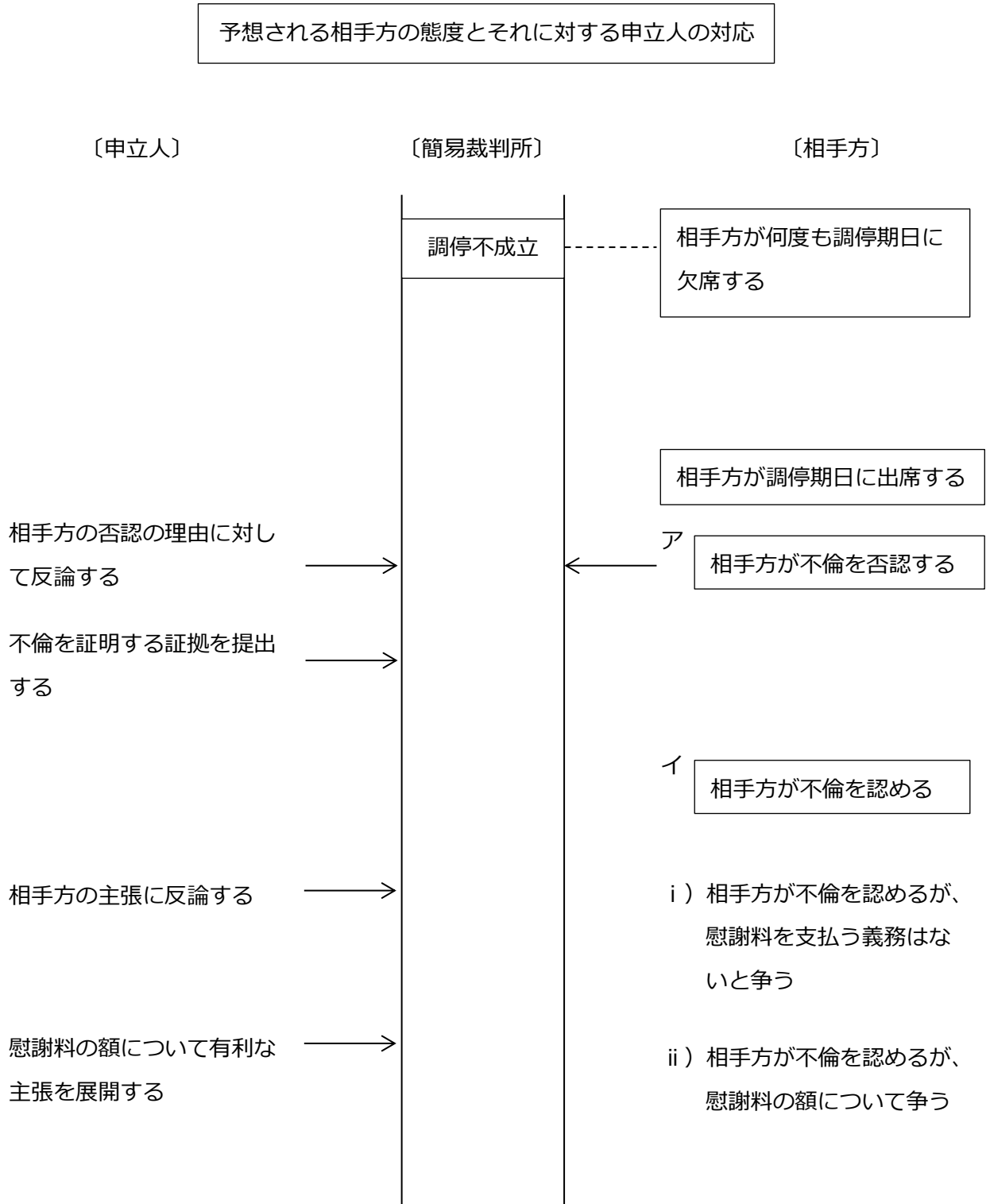
その際A男さんから不倫の事情を聞けるのであればしっかり聞き取って不倫に関する情報を確保しておく必要があります。

④ Dパターン（エスカレート型）

これは浦和地方裁判所昭和60年12月25日判決や東京地方裁判所昭和58年10月3日判決で問題になりましたが、相手方があなたの自宅で近所に聞こえるような声で不倫を告げたり、あなたの会社にも不倫していることを明らかにして混乱させるといったようなケースで、相手方の態度がどんどんエスカレートするような事案です。

相手方の慰謝料の減額要素は少ないと思われるので、あなたは自分が受けた屈辱や被害の様子を積極的に主張すべきです。

調停で予想される相手方の態度とそれに対するあなたの対応をモデル化すると、以下の図のようになります。



第5節 簡易裁判所から第1回調停期日の連絡が申立人に来る

Q14 第1回調停期日はどのように決まるのですか？

A

一、調停申立書が簡易裁判所で受理されると、簡易裁判所の中で担当する裁判官や裁判所書記官が決まり、調停委員の選任が行われます。

そして、簡易裁判所内の体制が整うと書記官から申立人に第1回調停期日を調整する連絡が来ます。第1回調停期日は裁判官、調停委員、申立人のスケジュールを調整して決められます。

簡易裁判所から申立人に連絡が来たら、①事件番号、②担当する書記官の名前、③簡易裁判所の電話番号、④簡易裁判所のFAX番号をメモしておきましょう。

事件番号：平成.....年（ノ）第.....号.....
担当する書記官の名前：.....
簡易裁判所の電話番号：.....
簡易裁判所のFAX番号：.....

二、そして、簡易裁判所から調停期日請書を提出するように言われたら、調停期日請書を作成して簡易裁判所にFAXするか、郵送して提出します。

調停期日請書は、調停期日に簡易裁判所に出頭することを約束する書面です。

調停期日請書の作成方法は簡単です。調停期日請書のサンプルをご参考に作成してみてください。

第6節 第1回調停期日の流れ

Q15 第1回調停期日はどのように進行するのですか？

A

一、第1期調停期日に申立人が持参すべきもの

第1回調停期日に調停が成立して相手方から慰謝料を申立人の銀行口座に送金してもらうことになる可能性もあります。

そこで、申立人は慰謝料を送金してもらう自分の銀行口座をメモして第1回調停期日に持参しましょう。

<自分の銀行口座のデータ>

〇〇銀行・〇〇支店

普通預金口座

口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

口座の名義人 〇〇〇〇

なお、ゆうちょ銀行は預金の枠に限度がありますから、ゆうちょ銀行を送金先の銀行口座に指定するかは慎重にご検討ください。

二、第1回調停期日の当日は、まず、簡易裁判所の書記官室に行き、担当の書記官に自分が出頭した旨を連絡し、申立人控室で待機します。

第一調停室	第二調停室	第三調停室	第四調停室	第五調停室
申立人控室	書記官室	書記官室	裁判官室	相手方控室

三、申立人控室で待機していると、調停委員が調停室に入るように呼びに来ます。

通常、第1回調停期日の最初は、申立人と相手方が裁判官と調停委員がいる調停室に入り、裁判官が調停のことや今後の手続のことを説明します。

そして、相手方は調停室から退室して相手方控室で待機するように言われ、申立人だけが調停室に残って調停委員から事情を聞かれます。申立人の話が終わると、申立人は退室して申立人控室で待機し、相手方が調停室に入って調停委員から事情を聞かれます。

このように、調停は通常は調停委員が申立人と相手方から交互に事情を聞いて進められてゆきます。

四、して、通常は調停委員から第2回調停期日まで検討すべき事項を申立人と相手方に与えられ、関係者のスケジュールを調整して第2回調停期日が決められて、第1回調停期日は終了します。

第7節 第2回以降の調停期日

Q16 **第2回以降の調停期日はどのように進行するのですか？**

A

通常第2回調停期日では第1回調停期日で調停委員から示された検討事項や調べてくるように言われたことを申立人と相手方がそれぞれ調停委員に述べることによって行われます。

そして、第2回調停期日でなお検討すべき事項や調査すべきことが出てくれば、第3回調停期日が開かれます。

このように、調停はだいたい月1回のペースで調停期日が開かれて申立人と相手方の合意ができるか否かをさぐってゆき、合意の成立を目指してゆきます。

第8節 調停の終わり方

Q17 **調停はどのようにして終るのですか？**

A

一、調停期日を重ねて申立人と相手方の考えを聞き、妥協点が見いだせるか検討されてゆきますが、調停は、だいたいの場合、①調停が成立したとき、②調停が不成立になったとき、③調停申立てが取り下げられたときに、終了します。

以下、順にご説明します。

二、調停の成立

調停期日を重ねて行って申立人と相手方の考えが合致すると両者の間に合意が成立します。例えば、相手方があなたに解決金として100万円を支払うが、一度には支払えないので10万円ずつ10回に分けて支払うといったような合意です。

調停はこの合意を目指して進められてゆくわけです。

そして、その合意を簡易裁判所が調停条項にまとめます。

調停条項は調停調書の一部となって、調停調書が申立人と相手方に送付されます。

金銭の支払いを内容とする調停調書には執行力がありますから、金銭の支払い義務を負う人がその金銭を支払わないと強制執行される可能性があります。

調停条項と調停調書の具体例は、**調停条項のサンプル**と**調停調書のサンプル**をご覧ください。

三、調停の不成立

調停を重ねても申立人と相手方との合意ができないと調停は不成立で終了します。残念ながらあとは訴訟で解決するしかありません。

そして、調停申立人が調停不成立によって調停が終了したことを通知された日から2週間以内に訴訟を提起した場合には、調停申立の時に訴訟の提起があったとみなされます（民事調停法19条）。

そして、この場合には訴訟提起の際に訴状の正本に貼る収入印紙額は、調停申立書の正本に貼った収入印紙額についてはすでに納めたものとみなされます（民事訴訟費用等に関する法律5条1項）。従って、例えば訴状に貼るべき収入印紙額が1万5000円であっても調停申立の段階ですでに7500円を簡易裁判所に納めているような場合には、訴訟を提起する裁判所には差額の7500円分の収入印紙を納めねばすむこととなります。

ただし、これらの場合には調停の管轄簡易裁判所に調停不成立証明書を発行してもらう必要があります。調停不成立証明書を発行してもらうためには、調停不成立証明申請書を作成して簡易裁判所に提出す

る必要があります。

調停不成立証明申請書の作成方法は、**調停不成立証明申請書**のサンプルをご参照ください。

四、調停申立ての取り下げ

調停を申し立てた申立人は、調停が成立する前であれば相手方の同意を得ることなく調停の申立てを取り下げることができます。

例えば、調停期日外で申立人と相手方が和解や示談をして相手方が申立人に和解金や示談金を支払って案件が解決して調停を維持する必要がなくなったような場合には、調停申立てが取り下げられることがあります。

調停の申立てを取り下げる場合には、**調停申立て取り下げ書**を作成して、その正本と副本を簡易裁判所に郵送して提出します。

調停申立て取り下げ書の作成は簡単です。

調停申立て取り下げ書のサンプルをご参考に作成してみてください。

調停申立て取り下げ書は、3通作成します。1通を正本とし、1通を副本とし、これらの正本と副本を簡易裁判所に提出します。残りの1通は控えとして自分で持っています。